



## ★ 土地区画整理事業が決定しました ★

日頃より、篠崎駅西部土地区画整理事業にご協力をいただきありがとうございます。

これまで路地別説明会や街区別説明会等を実施し、事業化の準備を進めてきました、

篠崎駅西部土地区画整理事業 第五期地区につきましては、

### 令和7年3月28日 土地区画整理事業が決定しました。

引き続き、安全・安心なまちづくりを目指し、職員一丸となって事業に取り組んでまいります。今後とも皆さまのご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。

#### 《権利の申告等について》

事業計画が決定されましたので、申告が必要な方々は、

事前にお配りしました『権利申告等の手引き』をご確認のうえ、提出をお願いします。

各申告書等の様式は、篠崎地区まちづくり事務所、もしくは下記の二次元コードからダウンロードできます。



『権利申告等の手引き』および『各申告書等』はこちら！

#### 《建築行為等の制限について（土地区画整理事業法76条）》

事業推進の障害となるおそれがある建築行為等が制限されます。

以下の建築行為等を行う場合は江戸川区の許可が必要です。

○土地の形質の変更（掘削、切土、盛土など）

○建築物の新築、改築、増築

○5トン以上の重量物のたい積、設置

【許可が必要な期間】

事業計画決定日（令和7年3月28日）から換地処分（区画整理事業の終了）まで

#### 《地区計画について》

第五期地区の土地区画整理事業着手にあたり、『まちづくりガイドライン』を作成しました。

詳しくは、別途お配りする『まちづくりだより No.66』をご覧ください。

# 篠崎駅西部地区まちづくり計画図

ホームページにて公開しております『篠崎駅西部地区まちづくり計画図』です。

## 篠崎駅西部土地区画整理事業

篠崎駅西部地区まちづくり計画図(連鎖型土地区画整理事業)

### 凡 例

	篠崎駅西部地区
	街区道路(区道)
	既存道路(区道)
	新設道路(区道)
	既存道路(私道)
	緑道・歩行者道
	緑地・辻公園
	第五期地区(事業中)
	整備完了地区



◆ 個別相談を随時行っています。ご希望の方は下記までお問い合わせください。◆

【お問い合わせ先】 ※平日 8:30 ~ 17:15

(区画整理に関すること)

〒133-0053 江戸川区北篠崎 2-26-7 篠崎地区まちづくり事務所  
TEL : 03-5664-2619 (土木部 区画整理課 計画換地係)

(地区計画に関すること)

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 区役所第二庁舎 1階  
TEL : 03-5662-1920 (土木部 区画整理課 調整係)

《 江戸川区 HP 》



令和6年度「道路ふれあい月間」推進標語 優秀賞

ヘルメット あなたを守る 命綱